ふるさと文化応援定期預金

(長谷川等伯 再発見ファンド「等伯」)

2023年4月3日現在

		2023 年 4 月 3 日現任
1.	商品名(愛称)	ふるさと文化応援定期預金(愛称:長谷川等伯 再発見ファンド「等伯」)
2.	取扱期間	2023年4月3日(月)~ 2024年3月29日(金)
3.	ご利用いただける方	当金庫創設の基金「長谷川等伯 再発見ファンド」※の目的および取組みに賛同さ
		れるすべてのお客さま(個人、個人事業者、法人、各種団体)
		※「長谷川等伯 再発見ファンド」については、次頁をご覧ください。
4.	預金種類	自動継続型のスーパー定期または大口定期預金
		※ お預け入れ金額 1,000 万円未満はスーパー定期、1,000 万円以上は大口定期
		預金でのお取り扱いとなります。
5.	期間	1年
6.	お預け入れ	
(1)	お預け入れ方法	一括預入
	お預け入れ金額	10 万円以上 5,000 万円以内
	お預け入れ単位	1円単位
	払い戻し方法	満期日以後に一括して払い戻します。
8.	お利息	
	適用利率	年 0.005% (固定金利)
_/	√	・ 上記利率を約定利率として満期日まで適用します。
		・ 自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期または大口定期預金の店
		頭表示の利率を適用します。
(2)	利払い方法	満期日以後に一括してお支払いします。
	計算方法	付利単位を1円、1年を365日とする日割計算をします。
9.	税金	個人の場合は20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。
•	Du 112.	但し、マル優をご利用の場合を除きます。
		法人の場合は総合課税となります。
10	手数料	必要ありません。
	付加できる	-
11.	特約事項	マル優のお取り扱いができます。
12.	期限前解約時の	別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日
	お取扱い	数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。
13.	金利情報等の	 店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
	入手方法	
14.	苦情処理措置・	<苦情処理措置>
	紛争解決措置	・ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または事務管理部(9 時~17
		時、電話:0767-52-3450) にお申し出ください。
		<紛争解決措置>
		· 金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776-23-5255)、
		富山県弁護士会(電話 076-421-4811)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、
		第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:
		03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、
		利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記事務管理部または全国し
		んきん相談所(9 時~17 時、電話:03-3517-5825)、北陸地区しんきん相談所
		(9 時~17 時、電話:076-261-2836) にお申し出ください。
		・・・また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し
		出いただくことも可能です。
		・ なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけ
		ます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、
		東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方
		法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管
		調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは
		全国しんきん相談所、北陸地区しんきん相談所にお問い合わせください。

15. その他		満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により
		計算します。
		預金保険制度の付保対象預金です。当金庫に複数の口座がある場合には、そ
		れらの預金元本を合計して 1,000 万円までとそのお利息が保護されます。
	-	市場動向等により預入利率を変更する場合や、募集動向により取扱期間中で
		も受付を終了させていただく場合があります。

【別表】預入期間に応じた期限前解約利率

預入期間	期限前解約利率		
6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率		
6ヶ月以上1年未満	約定利率 × 40%		

■「長谷川等伯 再発見ファンド」について

1	目的	七尾市生まれの画聖『長谷川等伯』の七尾時代の足跡を調べ、等伯の作品収集及び
		情報発信活動等を通じて、地域全体での等伯の理解を深めること、また文化遺産と
		しての価値を高め、その歴史や文化を次代へ継承することを目的とする。
2	活動資金	ふるさと文化応援定期預金(長谷川等伯 再発見ファンド「等伯」)の取り扱いによ
		る「当金庫の拠出金」を活動資金とします。
		■ 当金庫の拠出金
		期間中の預入総額に応じて、以下の金額を拠出します。(最大 50 万円)
		預入総額 拠出額
		50 億円 20 万円
		100 億円 30 万円
		150 億円 40 万円
		200 億円 50 万円
3	事業内容	(1) 歴史・文化継承活動
		高度な文化的土壌と豊かな風土のなかで培われ、受け継がれてきた地域の文
		化遺産を次の百年へと発展、継承していくための活動を行います。
		(2) 足跡の調査・研究活動
		能登で活躍した時代の足跡を調査・研究し、埋もれてきた等伯伝説を明らか
		にすることで、文化遺産としての価値を高めます。
		(3) 作品収集への支援活動
		作品収集を支援することで、等伯生誕地としての地域ブランドの向上を目指
		します。
		(4) 情報発信活動
		等伯の魅力を広めるための啓発活動、情報発信活動を行います。
4	公表	「長谷川等伯 再発見ファンド」の活動状況や収支内容については、当金庫ホーム
		ページおよびディスクロージャー誌にて公表します。